

くらしの安心情報

情報ファイル NO.12

平成 19 年 3 月 9 日

「^{もう}うまい儲け話がある」と勧誘され出かけたなら、^{おど}脅されて海外商品先物取引の契約をさせられた～

被害内容

【相談者 50 代男性】

「今、投資すれば必ず^{もう}儲かるので、会ってお話しましょう」と電話があり、仕方なく出向くと、車の中で夜遅くまで長時間海外商品先物を勧誘されました。「興味がないので断る」と言うと、「今まで説明した時間をどうするつもりか」と^{おど}脅され、結局、^{だいず}大豆相場の^{そうば}契約をしてしまいました。 解約できるでしょうか。

対処方法

「必ず^{もう}儲かる」をうたい文句にした未公開株や商品相場などに関する取引を、電話勧誘や訪問販売で契約させるなど、高齢者の貴重な老後の生活資金を狙いうちにした悪質な手口が増えています。

- ・ 店舗外の海外商品先物取引では、契約書面を受け取った日の翌日から 14 日間は、クーリング・オフできますので、解約書面を発信するよう助言しました。
- ・ 「必ず儲かる」「元本保証」「2 倍になる」などの甘いセールストークを安易に信じないことです。また、仕組みが理解できない取引には、手を出さないようにしましょう。
- ・ クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法等に問題があれば解約できる場合があります。
- ・ 被害にあったら、すぐに身近な人や市町村相談窓口・消費生活センター・弁護士等の専門家に相談してください。



必ずもうかりますよ！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)